

2021 年 4 月 16 日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

『プライベートバンキング（上下巻）』『プライベートバンカー入門 52 の心得』については、以下の項目について刊行後の制度改正等に留意する必要があります。学習の際には、以下に示した各省庁パンフレット等を参照してください。

1. 退職所得課税

退職所得は、原則として退職所得控除後の金額の 2 分の 1 が課税対象になりますが、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除後の金額が 300 万円を超える部分については、2 分の 1 控除の対象外とすることとされました。

（参照）財務省 令和 3 年度税制改正パンフレット 個人所得課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

2. N I S A（少額投資非課税）制度

現行の一般 N I S A が令和 5 年で終了するのに合わせ、令和 6 年より新 N I S A が創設されます。また、つみたて N I S A の期間は 5 年間延長され、ジュニア N I S A は制度終了（令和 5 年まで）となります。

（参照）財務省 令和 2 年度税制改正パンフレット 個人所得課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/backnumber.htm

3. 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度等について、確定拠出年金法等の改正が行われた後も、現行の税制上の措置（掛金支払時は所得控除、運用利益に課税しない、受取時には各種控除あり）を適用するとしています。

（参照）財務省 令和 2 年度税制改正パンフレット 個人所得課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/backnumber.htm

（参照）厚生労働省 確定拠出年金制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

4. 贈与税の非課税制度

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

令和 3 年 4 月以降の非課税となる贈与金額の上限額を、令和 2 年度の非課税上限額の水準まで引き上げることとされました。また住宅用の家屋の登記簿上の床面積要件も緩和されました。

(参照) 財務省 令和 3 年度税制改正パンフレット 資産課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

節税的な利用を防止する観点から、贈与者死亡時に持ち戻し課税を行う場合において、(代襲相続人でない) 孫が受贈者である場合には「相続税の 2 割加算」の対象になることや、教育資金一括贈与における持ち戻し課税要件のうち経過年数部分が撤廃されるなどの見直しを行ったうえで、令和 5 年 3 月 31 日まで延長されました。

(参照) 財務省 令和 3 年度税制改正パンフレット 資産課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

5. 個人事業者の事業承継税制の創設

法人については事業承継税制の特例措置が創設されていますが、個人事業者についても、事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されました。

(参照) 財務省 平成 31 年度税制改正パンフレット 資産課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/backnumber.htm

6. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

一般社団法人等は持分の定めない法人のため、当該法人が所有する財産については、持株会社のように株式を通じて相続税が課税されることはありませんでしたが、同族関係者が実質的に支配している一般社団法人についてその同族理事に相続が発生した場合、当該法人が所有する一定の財産について、相続税が課税される措置がなされました。

(参照) 財務省 平成 30 年度税制改正パンフレット 資産課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/backnumber.htm

7. 法人税率

中小企業者等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を、租税特別措置法による軽減税率 15% (本則 19%) とする「中小企業者等に係る法人税率の特例」

が 2 年間延長されました。

(参照) 財務省 令和 3 年度税制改正パンフレット 法人課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

8. 民法（相続法）改正等

① 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言の方式（全文自書）の緩和方策として、財産目録部分については自書することを要しないとされました。また自筆証書遺言に係る遺言書の紛失や隠匿等を防止し、かつ遺言書の存在の把握を容易にするために、公的機関（法務局）で遺言書を保管する制度が創設されました。

(参照) 法務省 相続に関するルールが大きく変わります

<http://www.moj.go.jp/content/001318075.pdf>

② 遺留分制度の見直し

遺留分を侵害された者が行使する遺留分権により生じる権利を金銭債権化することで、共有関係が当然に生じることを避けつつ、遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重できるようになりました。

(参照) 法務省 相続に関するルールが大きく変わります

<http://www.moj.go.jp/content/001318075.pdf>

9. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の所得と損益通算できますが、耐用年数を簡便法等により計算した国外中古建物等の減価償却費に相当する部分の金額については、他の所得と損益通算できないことになりました。

(参照) 財務省 令和 2 年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/02taikou_mokuji.htm

10. 会社契約の生命保険金

法人契約（保険料負担者が法人）における定期保険等の保険料に、前払部分の保険料が含まれる場合にはその一部が前払費用（資産計上）となりますが、令和 1 年 7 月 8 日（解約返戻金相当額のない短期払いのものは令和 1 年 10 月 8 日）以降に契約した定期保険等に適用する計上方法が変更になりました。

(参照) 国税庁 法人税基本通達 9-3-5 の 2

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_03.htm

1 1. 会社規模の判定基準

取引相場のない株式の評価の際に使う会社規模の判定基準について、大会社および中会社の適用範囲が拡大されています。

(参照) 中小企業庁 平成 29 年度税制改正の概要について

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/161216ZeiseiKaisei1.pdf>

(その他)

各所の参考文献はテキスト刊行時点のものであり、最新版が発刊されている場合があります。

図表、グラフ、事例については、刊行時点での制度、税率、データ等に基づき作成されています。

以上

【制度改正に関連する主な記述箇所】

プライベートバンキング（上巻）

頁	該当箇所	参照番号
137	ii) 事業承継・相続税納税リスク	5
138	② 保険の役割	1 0
185	イ. 同族内事業承継	5
200	イ. 自筆証書遺言	8 ①
201	イ. 遺留分	8 ②

プライベートバンキング（下巻）

頁	該当箇所	参照番号
20	i) 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度等の延長・拡充	4 ①
21	ii) 教育資金の一括贈与の非課税制度	4 ②

PB テキストに関する主な制度改正

22	iii) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設	4 ②
68	ロ. 【ケース 2 NISA 口座（非課税口座）】	2
106	二. 遺留分の問題	8 ②
137	イ. 海外投資と外国信託	9
141	② 一般社団法人の利用方法	6
176	Column 4 資産家の海外投資の落とし穴	9
179	図表 5-41 3 方式の遺言比較	8 ①
179	ロ. 遺留分減殺請求	8 ②
198	Column 1 地方銀行の取締役の退職金を……の手取り退職金	1
211	イ. 個人型確定拠出年金の概要	3
213	④ 法人税の節税を兼ねた経営者向け生命保険の活用	1 0
216	C. 中古物件の加速度償却の可能性	9

プライベートバンカー入門 52 の心得

頁	該当箇所	参照番号
32	(1) 生命保険 (注) 保険料の損金算入限度については……	1 0
72	① 自筆証書遺言	8 ①
107	(1) 法人税	7
115	② 遺言の方式	8 ①
116	(7) 遺留分	8 ②
126	(2) 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度	4 ①
127	(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	4 ②
127	(4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	4 ②
134	(3) 会社規模区分	1 1
140	⑤ NISA (小額投資非課税制度)	2
167	3. 退職金を受け取った公務員、教職員の元共働き世帯	1